

生活困窮者の支援拡充

2/10
朝日

無料宿泊所の質改善 ■ 孤立防止へ見守り

■生活が苦しい人への支援策改革法案の主な項目【施行時期】

生活保護法改正案	生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学時に、一時金を支給する制度を創設。自宅から通うなら10万円、自宅以外から通う場合は30万円【2018年4月】
社会福祉法改正案	生活保護受給者の後発薬の利用を原則化。医師が医学的に使って問題ないと判断することが条件【18年10月】
生活困窮者自立支援法改正案	無料低額宿泊所を事前届け出制とし、防火体制などの最低基準を整備。劣悪な宿泊所へは改善命令を出せるようにする【20年4月】
生活困窮者自立支援法改正案	住まいを失った人に宿泊場所を提供する「一時生活支援事業」に見守りや日常生活支援の取り組みを追加。自治体の事業費や民間への委託費に補助金を出す【19年4月】
児童扶養手当法改正案	家計改善支援を効果的に行う自治体への国庫補助率を2分の1から3分の2へ引き上げる【18年10月】
児童扶養手当法改正案	児童扶養手当の支払い回数を年3回から奇数月の年6回に変更【19年9月】

改革法案を閣議決定

政府が9日、支援策の改革法案を閣議決定した。生活保護法や生活困窮者自立支援法など4本の改正法をまとめた一括法案で、今年度内の成立を目指す。

生活が苦しい人々への支援策を拡充する法案が、今の国会に提出されることになった。身寄りがない高齢者が増え続ける中、「無料低額宿泊所」に防火体制などの規制を設けることが柱の一つだ。生活保護受給者の医療費の抑制策も盛り込まれた。

生活が苦しい人の住まいをめぐっては、1月末に札幌市の困窮者向け共同住宅で11人が死亡する火災がおきたが、建物にはスプリンクラーが設置されていなかった。資金の不足などから安全性や質に課題を抱える施設は少なくない。社会福祉法に定められ、無料や低額で暮らせる無料低額宿泊所は、劣悪な施設に生活保護受給者を集めて多額の経費を取る「貧困ビジネス」の温床との指摘もある。法案では、住まいの質改善を目指して無料低額宿泊所に規制を導入。都道府県への事前届け出制とし、消火器などの設置や避難通路の確保といった防火体制や、部屋面積などの最低基準を設ける。改善命令も出せるようにする。逆に、質の高い自立支援に取り組む施設には運営費を補助する仕組みもつくる。2020年度から導入したい考えだ。失業などで住まいを失った人に泊まる場所を提供する「一時生活支援事業」については、見守りや日常生活支援のメニューを加える。新たな住まいが見つかった後に孤立せず地域とつながりながら生活を送れるよう、手助けする狙いだ。

困窮者支援に取り組む東京都内の認定NPO法人「自立生活サポートセンター・もやい」の大西連理事は、「貧困ビジネスの排除などのために、施設のあるり方に基準を作ることが前進」と話す。一方で「あくまで自立した居宅生活を指すことが基本で、困窮者

が施設に住み続ける結果にならないよう注意は必要だ」と指摘する。一方、国と地方を合わせた新年度当初予算案で約3兆8千億円に上る生活保護費の抑制をすすめる。医療費にあたる「医療扶助」を抑えるため、受給者に原則として後発医薬品を使用させ

る。厚生労働省は「医療費の適正化は制度への国民の信頼を確保するため」と強調。後発薬の使用率が1%上がると10億〜15億円の削減効果があるとし、現在72%の使用率を来年度中に80%まで上げたい意向だ。ただ、受給者が自分の意思で薬を選べなくなり、苦痛を

感じるとの批判もある。10年ほど前から生活保護を受ける東京都日野市の40代男性は精神疾患を抱え、精神安定剤など約10種類の薬を服用。「回復してその後に向け頑張りたいが、『後発薬しか使わせない』という国の姿勢には心が折れる」と話す。（佐藤啓介）